

りょうとう かなが そね じゅうよう じこう せつめい しょう しょう しゃしえんしせつよう
 陵 東 館 長 曾 根 重 要 事 項 説 明 書 (障 が い 者 支 援 施 設 用)

この「重要事項説明書」は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第108号)」第10条の規定に基づき、当施設の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを施設が説明するものです。

1 施設障がい福祉サービスを提供する施設について

施設名称	社会福祉法人 関西福祉会
代表者氏名	理事長 戸松 祥吏
本社所在地 (連絡先)	堺市北区長曾根町1210番地の1 (072) 252-6000
法人設立年月日	昭和58年2月18日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	りょうとう かなが そね 陵 東 館 長 曾 根		
施設で日中行うサービス	せいかつかいご 生活介護		
サービスの主たる対象者	せつにゆうしよしえん 施設入所支援 知的障がい者	せいかつかいご 生活介護 知的障がい者	
大阪府指定事業者番号	施設入所支援 2716500745号(平成24年4月1日指定)		
管理者	あらかき じゆんこ 荒木 淳子		
サービス管理責任者	あらかき てるとり 荒木 輝訓		
施設所在地	堺市北区長曾根町713番地の2		
連絡先 相談担当者名	TEL (072) 259-0010 FAX (072) 259-2941 あらかき てるとり 荒木 輝訓		
利用定員	せつにゆうしよしえん 施設入所支援	50名	せいかつかいご 生活介護
開設年月日	へいせい ねん がつ ひ 平成11年4月1日		

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	<p>指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。</p>
運営方針	<p>1 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。</p> <p>2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するものとする。</p> <p>3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。</p> <p>4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。</p> <p>7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。</p> <p>8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>9 前八項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)及び「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第108号)に定める内容やその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。</p>

(3) 昼間の実施サービスに係る営業日及び営業時間

	生活介護
営業日	月曜日から金曜日とする。 ただし、管理者が定めた日は、運営を行うことがある
営業時間	午前9時から午後3時30分までとする

(4) サービス提供可能な日と時間帯

	生活介護
サービス提供日	月曜日から金曜日とする。 ただし、管理者が定めた日は、運営を行うことがある
サービス提供時間	午前9時から午後3時30分までとする

3 施設の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	1299.05㎡
延床面積	1540.00㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練・作業室	1室	91.00㎡
居室	29室	399.67㎡
食堂	1室	110.92㎡
浴室	1室	33.53㎡
便所	11室	190.60㎡
医務室	1室	35.50㎡
静養室	1室	17.75㎡
宿直室	2室	27.38㎡
事務室	1室	43.46㎡

相談室	1室	5.76㎡
調理室	1室	32.64㎡

廊下幅については1.56メートル以上確保しています。

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	<p>(1) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと</p> <p>(2) サービス管理責任者に施設障がい福祉サービス計画の作成に関する業務を担わせること</p>
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障がい福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定施設障がい福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障がい福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障がい福祉サービス計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 施設障がい福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障がい福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 施設障がい福祉サービス計画作成後、施設障がい福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障がい福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障がい福祉サービス計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに</p>

	に、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
看護職員	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
生活支援員	(生活介護) 主として昼間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動、社会参加の機会の提供及び地域居住に関すること、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。合わせて支援の記録及び保管に関することを行う。 (施設入所支援) 夜間及び土・日曜・休日等において、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活上の相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動、日中活動、余暇活動の支援を行う。合わせて支援の記録及び保管に関することを行う。
栄養士	他部署及び関係機関との連絡調整を図りながら、利用者の心身状況及び嗜好を考慮するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法の指導を行うとともに、利用者の食生活全般の業務及び栄養支援を行う。又、栄養マネジメントも行い食生活の維持・向上を図る。
調理員	業務委託。調理業務、厨房、食品倉庫等の給食に関する場所の清掃、整理、その他給食に関する業務を栄養士と連携しながら行う。

(2) 職員配置

【施設入所支援】

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1以上		1			1.0	
看護職員	1以上		1		1	1.5	
生活支援員	1以上		16		8	5.7	
栄養士	1以上		1			1.0	

【生活介護】

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理責任者	1以上		1			1.0	
医師	1以上			2		0.1	
看護職員	1以上		1		1	1.5	
生活支援員	18以上		16		8	18.0	
栄養士	1以上		1			1.0	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	9:00 ~ 17:45
サービス管理責任者	9:00 ~ 17:45
医師	嘱託医
看護職員	9:00 ~ 17:45 ※非常勤職員については上記と異なります。
生活支援員	A 7:30 ~ 16:15 B 8:00 ~ 16:45 C 8:30 ~ 17:15 D 9:00 ~ 17:45 E 10:00 ~ 18:45 F 11:00 ~ 19:45 夜勤 17:00 ~ 9:30 ※非常勤職員については上記と異なります。
栄養士	9:00 ~ 17:45

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
施設障がい福祉サービス計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した施設障がい福祉サービス計画を作成します。

施設入所支援	
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
排泄の自立についての必要な援助	適切な排泄援助を行うと共に、自主排泄を目指した適切な支援を行います。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
訓練の実施	身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、個々の利用者の状況に応じて、適切な支援を行います。
通院、治療	健康チェックを行い、必要に応じて医療機関へ早期受診に努めます。移送や付き添いが必要な場合は、基本的にご家族での対応となります。
生活介護	
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
服薬管理	医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、個々の利用者の状況に応じて、適切な支援を行います。
通院、治療	健康チェックを行い、必要に応じて医療機関へ早期受診に努めます。移送や付き添いが必要な場合は、基本的にご家族での対応となります。
創作的活動	軽作業等の創作的活動の機会を提供します。

(2) サービス料金

【施設入所支援】利用料金は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3
利用料	3, 858円	3, 229円	2, 558円	2, 014円
利用者負担額	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割

【生活介護】利用料金は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3
利用料	11, 129円	8, 222円	5, 655円	5, 039円
利用者負担額	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割	じょうき 上記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

利用された各種サービスの利用料の1割にあたる金額の合計額と、負担上限月額を比較し、いずれか低い金額が利用者負担額となります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について施設が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 施設がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
生活介護			
福祉専門職員配置等加算 (I)	159円	左記の1割	生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。
福祉専門職員配置等加算 (III)	63円	左記の1割	勤続3年以上の常勤職員が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。
人員配置体制加算 (II)	2,249円	左記の1割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。(II)(III)(IV)のどれか。
人員配置体制加算 (III)	1,442円	左記の1割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。(II)(III)(IV)のどれか。
人員配置体制加算 (IV)	403円	左記の1割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。(II)(III)(IV)のどれか。
常勤看護職員等配置加算	116円	左記の1割	所定単位に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗して得た金額が、利用1日につき加算されます。
施設入所支援			
栄養マネジメント加算	127円	左記の1割	常勤管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、栄養管理を行っている場合、利用1日につき加算されます。
障害支援施設等感染対策向上加算 (I)	106円	左記の1割	感染者の対応を行う医療機関と協定締結を行っている為、1月につき加算されます。
障害支援施設等感染対策向上加算 (II)	53円	左記の1割	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている為、1月につき加算されます。

② 施設がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
生活介護			
初期加算	318円	左記の1割	サービス利用の初期段階(開始から30日間)において、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	318円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供し摂取量や体重の記録をとった場合、1日につき加算されます。
入浴支援加算	848円	左記の1割	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき加算されます。
栄養スクリーニング加算	53円	左記の1割	利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき加算されます。
栄養改善加算	2,122円	左記の1割	低栄養又は過栄養状態のある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養状態の改善等を目的とした心身の状態の維持又は向上を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算	総単位の10.1%		福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組みを実施している場合に加算されます。
施設入所支援			
入所時特別支援加算	319円	左記の1割	サービス利用の初期段階(入所から30日間)において、利用1日につき加算されます。
通院支援加算	181円	左記の1割	通院に係る支援を実施した場合、1

			月に2回を限度として加算されます。
重度障害者支援加算Ⅱ	3,837円	左記の1割	支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合、1日につき加算されます。
重度障害者支援加算Ⅱ	1,599円	左記の1割	上記項目を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、1日につきさらに加算されます。
重度障害者支援加算Ⅱ(初期加算)	5,330円	左記の1割	入所の初期段階において、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につき加算されます。
	2,132円	左記の1割	入所の初期段階において、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につきさらに加算されます。(行動関連項目18点以上)
重度障害者支援加算Ⅲ	1,918円	左記の1割	支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する区分4以上かつ10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合、1日につき加算されます。
重度障害者支援加算Ⅲ(初期加算)	5,330円	左記の1割	入所の初期段階において、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につき加算されます。
	2,132円	左記の1割	入所の初期段階において、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につきさらに加算されます。(行動関連項目18点以上)

入院・外泊時加算	2,899円	左記の1割	利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した時、連絡調整等の支援を行った場合、1日につき加算されます。
口腔衛生管理体制加算	319円	左記の1割	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算されます。
口腔衛生管理加算	959円	左記の1割	歯科衛生士が、医師又は歯科医師の指示に基づき入所者に対して口腔ケア(月2回以上)を実施するとともに、施設職員に対して、口腔ケアに関する技術的な助言・指導及び口腔に関する相談等を行っている場合に加算されます。
新興感染症等施設療養加算	2,558円	左記の1割	利用者が感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保しており、適切な感染対策を行った上で支援を行った場合、1月に5日を限度として加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算	総単位の15.9%		福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組みを実施している場合に加算されます。

6 その他の費用について

【施設入所支援】

内 容	料 金
食事の提供に係る費用及び光熱水費	① 朝食 1食につき300円 (うち食材料費 200円)
	② 昼食 1食につき550円 (うち食材料費 320円) おやつ 100円)
	③ 夕食 1食につき580円 (うち食材料費 320円)

	④ 光熱水費 月額 360円 (実費相当額)
日用品費の実費	実費相当額
被服費の実費	実費相当額
おむつ等	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額

【生活介護】

内 容	料 金
食事の提供に係る費用	昼食 1食につき550円 (うち食材料費 320円) おやつ 100円)
創作的活動に係る材料費	実費相当額
日用品費の実費	実費相当額
おむつ等	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の18日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに施設にお知らせください。

(2) 施設障がい福祉サービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「施設障がい福祉サービス計画」を作成します。作成した「施設障がい福祉サービス計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 施設障がい福祉サービス計画の変更等

「施設障がい福祉サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 荒木 淳子
-------------	-----------

成年後見制度の利用を支援します。

苦情解決体制を整備しています。

従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 施設及び施設の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 施設は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 施設は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 施設は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに

主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先

にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、

下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-259-0010 （対応可能時間 9：00～17：00）

12 協力医療機関について（歯科診療を含む）

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、

優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人 方佑会 植木病院		
医院長名	植木 孝浩		
所在地	堺市北区黒土町3002番地5		
電話番号	072-257-0100		
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科	入院設備	有り

(2)

医療機関名称	八百歯科医院		
医院長名	八百 正浩		
所在地	堺市堺区向陵中町5-3-15		
電話番号	072-258-6269		
診療科	歯科	入院設備	無し

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、

市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	堺市
	担当部・課名	堺市障害福祉サービス課
	電話番号	072-228-7510

本施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要

		支払限度額		
		1名あたり (千円)	1事故あたり (千円)	保険期間中 (千円)
賠償責任	身体	100,000	100,000	100,000
	財物		10,000	10,000

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 <p>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</p>
消防計画	消防署への届出日：2021年4月5日 防火管理者：大浦 悠生

15 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した施設障がい福祉サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【施設の窓口】のとおり）

本施設では第三者委員を選任し、さまざまな立場から本施設に対するご意見などもいただいています。本施設への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 堀口 昌弘 072-366-7423

第三者委員氏名・連絡先 黒木 英明 072-257-0307

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3) ① 内容の状況を詳細に把握するため、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ② さまざまな立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
- ③ 相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。
- ④ 対応内容を含めた結果報告を行います。

【施設の窓口】 堺東館長曾根事務所 サービス管理責任者 荒木 輝訓	所在地 堺市北区長曾根町713-2 電話番号 072-259-0010 ファックス番号 072-259-2941 受付時間 9:00 ~ 17:00
【市町村の窓口】	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間
【指定権者窓口】 堺市障害福祉サービス課	所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所7階 電話番号 072-228-7510 ファックス番号 072-228-8918 受付時間 9:00 ~ 17:00
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

16 心身の状況の把握

施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

施設障がい支援施設は、施設障がい福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

施設障がい福祉サービスの提供に当り、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

施設障がい福祉サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

施設障がい福祉サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、施設に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 健康管理

施設障がい支援施設は利用者の健康保持のために適切な措置を講じるとともに、年2回の健康診断を全利用者に対して行います。(係る費用は施設が負担します)

21 施設障がい福祉サービスサービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

22 施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	来訪・面会は事前にご連絡ください。
外出・外泊	外出・外泊の際は事前にご連絡ください。
感染症対策	施設は利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで施設利用が出来ない場合があります。
設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂く事があります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預かり金管理サービスをご利用ください。
喫煙	全館禁煙となっております。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況： 】	【 】

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第108号)」第10条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

施設	所在地	堺市北区長曾根町713-2
	法人名	社会福祉法人 関西福祉会
	代表者名	理事長 戸松 祥史
	施設名	陵東館長曾根
	説明者氏名	サービス管理責任者 荒木 輝訓

上記内容の説明を施設から確かに受けました。

利用著	住所	
	氏名	Ⓔ

代理人	住所	
	氏名	Ⓔ